

経営者保証を不要とする 保証の取扱いについてご存じですか？

事業承継にあたり、既存融資の経営者保証を解除したい。

経営者保証を提供せずに資金調達したい。

信用保証協会では、以下に該当する法人の場合、経営者保証を不要とすることができる可能性があります。

経営者保証を不要とする取扱い

- ▶ 信用保証協会では、「金融機関連携型」・「財務要件型」・「担保充足型」のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とすることができる可能性があります。

令和6年3月15日より取扱い開始



経営者保証を提供しないことを選択できる制度

- ▶ 事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）
- ▶ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）

- ▶ 一定の要件を満たした場合、保証料を上乗せすることにより、経営者保証を不要とすることができる可能性があります。
- ▶ 保証申込日に応じて、上乗せとなる保証料に対して国からの補助があります（国補助制度）。

令和6年3月15日～令和7年3月31日まで	『0・15%』
令和7年4月1日～令和8年3月31日まで	『0・10%』
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで	『0・05%』

詳しくは、裏面もしくは、お取引のある金融機関・信用保証協会までお問い合わせください。



【経営者保証を不要とする保証の取扱い】

信用保証協会では、以下のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いができる可能性があります。

類 型	要 件
金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは、同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。
その他	個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

【経営者保証を提供しないことを選択することができる制度】

以下の要件に該当する法人の場合、経営者保証を不要とすることができる可能性があります。

項 目	横 断 的 制 度	国 補 助 制 度
ご利用いただける方	<p>次の(1)から(5)をすべて満たす法人※1</p> <p>(1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3) 次のいずれかを満たすこと</p> <p>①直前決算において、債務超過でない※2</p> <p>②直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない※3</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p> <p>(5) 保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること</p> <p>※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。</p> <p>※2 貸借対照表において「純資産の額≥ 0」となること。</p> <p>※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≥ 0」となること。</p>	
保証限度額	各制度要綱等の定めによる	8,000万円 ※セーフティネット保証4・5号の場合は別に8,000万円
保証料率	ご利用いただける方(3)①および②のいずれも満たす場合	
	各制度要綱等に定める保証料率に0.25%上乘せ	0.70%~2.15%(所定の保証料率に0.25%上乘せ)
	ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす又は、法人の設立後2事業年度の決算がない場合	
	各制度要綱等に定める保証料率に0.45%上乘せ	0.90%~2.35%(所定の保証料率に0.45%上乘せ)

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

信用保証協会担当窓口のご案内

詳しくは、信用保証協会担当窓口までお問い合わせください。

さいたま営業部	保証一課 保証二課	TEL : 048-647-4721 TEL : 048-647-4722	川越支店	保証一課 保証二課	TEL : 049-249-1681
熊谷支店	保証課	TEL : 048-521-5221	春日部支店	保証課	TEL : 048-731-7311